

子どもの様子がおかしいと思ったら？

～デートDVや性暴力から身を守るために～

性とは、とっても大切なことです。

※**プライベートゾーン**って知っていますか？お子さんに教えてください。

プライベートゾーンとは「自分だけの場所」という意味です。

男の子も女の子も水着でかくれる部分はプライベートゾーンです。

プライベートゾーンを「見せろ」とか「さわらせろ」と言われたら「イヤ！」と言いましょ。

「見ろ」「さわれ」と言ってもいけません。



もしかして、子どもはこのようなことで悩んでいるかもしれません・・・

【性的虐待のケース】

家族(他人)が、身体にさわってきた。気持ち悪かったけど、誰にも言えない。

【デートDVのケース】

彼女(彼)が携帯電話の履歴を勝手に見たり、削除したりする。つきあっているのだからと性行為を迫ってきた。

【性暴力のケース】

スマートフォン(SNS)等で男の人と知り合った。はじめは優しくかったのに、写真をとられて脅されるようになった。



「いや」ともいえず、にげることもできなかった。そして「ひみつだよ」と言われた。

これは暴力？わからない、誰にも相談できない。
嫌だと言えば、嫌われるかもしれない。親に知られたらきっと怒られる・・・。
自分は弱い、何をやってもだめだ。被害にあったのは自分のせいだ。

子どもが話すときには、丁寧に耳を傾け、相談相手になりましょう。子どもを大切に思っていることや**あなたが悪いのではない**ということを伝えましょう。そして関係機関と連携を取りましょう。

もし、性暴力被害にあったのなら、**あなたが悪いのではない**、心配だからと病院の受診をすすめましょう。

72時間以内の緊急避妊薬の処方、性感染症への対処・予防対策、心のケアそして警察への連絡や支援団体との連携が必要です。

【相談窓口】

※堺市子ども相談所

月～金 9:00～17:30

072-245-9197

※性犯罪被害110番 24時間対応

①0120-548-110

②#8103

(性犯罪被害相談全国共通ダイヤル)

他府県から大阪府警察へ相談したい場合は①へお電話ください。

【相談窓口】

※性暴力救援センター・大阪 SACHICO

24時間対応 072-330-0799

※SAP子どもサポートセンター サチッコ

(ウィメンズセンター大阪内)

月・水・金 12:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

06-6632-0699

※性暴力被害者医療受診専用ホットライン

(堺市立総合医療センター)

24時間対応 080-8925-8880

性暴力は重大な人権侵害です！

子どもが性暴力被害にあうと、大人（あなた）も傷つきます

まさか！

子どもの性暴力被害を知ったとき、あなたも、大きなショックを受けるかもしれませんが、まずは、子どもが被害を受け、心身ともに傷ついている事実を受け止めてください。決して、被害を受けた子どもが悪いのではありません。子どもには、なんの落ち度も責任もありません。女の子だけでなく、男の子も被害にあいます。

そして「なぜ、わたしの子どもが？」「どうして、こうなってしまったのか？」「どうして逃げなかったのか？」という疑問や腹立たしさ、強い恐怖や悲しみ、不安を感じ、子どもを責める感情が湧いてくるかもしれません。被害を受けている子どもは、突然の恐怖や混乱から大声を出したり、逃げたりすることができません。もし、子どもに性被害を打ち明けられたら、まずは責めるのではなく、正直に被害を打ち明けてくれた子どもの勇気をほめてあげてください。

私もつらい…

また、あなたも子どもの性被害を知って、自分自身の体調が悪くなったり、自分を強く責めたりして、精神的に苦しくなるかもしれません。これを「代理受傷（だいにじゅうしょう）」といいます。

まるで子どもの被害体験を自分が経験しているかのように感じられて、自分が精神的に傷つけられている状態です。その場合、あなた自身にも、心のケアが必要です。自分自身が傷ついていることを知っておくことがとても大切です。

どうして逃げなかったの！



何をしたらいいか、わからない… 知られたくない。

あるがままの子どもの気持ちを受け止め、子どもが安心して日常生活が送れるように寄り添ってあげてください。そして、同時に問題をひとりで抱え込まないで専門家に相談をしてください。子どもの被害のことを誰にも知られたくない、何もなかったことにして、はやく忘れてしまったほうがいいと思われるかもしれません。しかし、性被害を受けた子どもの回復のためには、子どもの安全を確保して、適切な治療を受け、安心して話すことができる場所が必要です。

※監修：李 節子【SANE：性暴力被害者支援看護職】

※性暴力救援センター・大阪（SACHICO）では、被害直後からの緊急の医療的対応、心理的ケア、証拠採取・保管を含む加害者対策など、被害からの回復に向けて総合的な支援を継続的に行っています。警察への届出や弁護士相談などについても相談でき、担当者が同行することも可能です。